

#### 第四 1953年の「らい予防法」

憲法下においても、監禁を含む懲戒検束が継続されていたことが数字上でも理解できる。とりわけ、逃走とか無断外出、外泊、脱柵、あるいは無断帰省のような、隔離政策そのものを否定する行為に監禁が科せられていることは注目される。

なお、【表Ⅳ-8】は1945（昭和20）年1月1日～1950（昭和25）年2月1日の療養所別の懲戒処分数を示したものである。これを見ると、懲戒検束規定の適用には、療養所によってかなりの差があったことがわかる。このことから、処分がきわめて恣意的になされたと理解することができる。

【表Ⅳ-6】「国立らい療養所における懲戒事犯件数」

年度	監禁	謹慎	譴責	計
1947	17	32	2	51
1948	37	28	7	72
1949	22	29	18	69
1950	4	30	5	39
1951	11	30	25	66
1952	1	13	23	37
計	90	162	80	334

（註 数字は資料のママとした）

【表Ⅳ-7】「国立らい療養所における懲戒事犯件数」内訳

理由	監禁	謹慎	譴責
逃走	40	26	7
放（出）火	1	3	—
賭博	15	42	8
窃（強）盗	12	8	3
無断外出、外泊、脱柵	3	40	27
点呼時不在	—	—	1
無断帰省	5	1	5
物品持出	4	13	6
物品隠匿	1	2	3
けんか	4	1	9
密造	—	3	3
官品無断消費	—	8	8
傷害	—	2	—
風紀紊乱	—	3	—
事件責任者	7	10	—
計	92	162	80

（註 数字は資料のママとした）